

座間市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

座間市（以下「甲」という。）と座間市内に所在する郵便局（別表に掲げるものをいい、以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、座間市の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 災害対策、防災、防犯に関すること。
- (2) 子ども育成・子育てに関すること。
- (3) 高齢者・障がい者等の支援に関すること。
- (4) 地域経済活性化に関すること。
- (5) 市政情報のPR・発信に関すること。
- (6) まちづくり・地域づくりに関すること。
- (7) 健康増進に関すること。
- (8) 環境保全に関すること。
- (9) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の業務上の情報を、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月26日

甲 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市
市長 佐藤 弥斗

乙 座間市相模が丘一丁目36番34号
日本郵便株式会社座間郵便局（代表局）
局長 工藤 修一

座間市緑ヶ丘二丁目2番38号
日本郵便株式会社座間緑ヶ丘郵便局（代表局）
局長 佐藤 稔

座間市内に所在する郵便局

- (1) 座間郵便局（代表局）
- (2) 座間緑ヶ丘郵便局（代表局）
- (3) 座間中宿郵便局
- (4) 座間立野台郵便局
- (5) 座間駅前郵便局
- (6) 座間ひばりが丘郵便局
- (7) さがみ野駅前郵便局
- (8) イオンモール座間内郵便局